

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- | | |
|---------------------------------------|------|
| ○ 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化政策課】 | 1801 |
| ○ 徴収事務の委託【保健福祉局地域支援部いのちをつなぐネットワーク推進課】 | 1802 |
| ○ 利用料金の額の承認【産業経済局総務政策部国際ビジネス政策課】 | 1803 |
| ○ 徴収事務の委託【産業経済局産業振興部中小企業振興課】 | 1808 |

◇ 公 告

- | | |
|-------------------------------|------|
| ○ 特定調達契約の締結【保健福祉局総務部臨時福祉給付金室】 | 1809 |
|-------------------------------|------|

北九州市告示第278号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年5月13日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1番6号	平成26年4月1日か ら平成27年3月31 日まで

北九州市告示第279号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立福社会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年5月13日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1番6号	平成26年4月1日から 平成27年3月31日 日まで

北九州市告示第280号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項の規定により、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの北九州国際展示場の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第6条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月13日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	金額				備考
大 展 示 場	—	8時～18時			1 大展示場又は中展示場を準備のために13時から18時までの間に利用する場合又は撤去のために8時から13時までの間に利用する場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。 2 中展示場の2以上の区画又は会議室の2以上の会議室を連続して利用する場合の額は、それぞれの区画又は会議室の規定の額の合計額とする。
	全区画	1,800,000円			
	連続する2区画	1,200,000円			
	1区画	600,000円			
中 展 示 場	—	平日	土曜日 日曜日 休日		
		8時～18時	8時～18時		
	区画A	80,000円	100,000円		
	区画B	40,000円	50,000円		
	区画C	40,000円	50,000円		
	区画D	64,000円	80,000円		
会 議 室	—	8時～13時	13時～18時	8時～18時	
	A	11,100円	11,100円	22,200円	
	B	11,100円	11,100円	22,200円	
	C	11,100円	11,100円	22,200円	
	D	11,100円	11,100円	22,200円	
	E	6,900円	6,900円	13,800円	
	F	11,100円	11,100円	22,200円	

	G	11,100円	11,100円	22,200円	<p>3 大展示場、中展示場又は会議室を規定時間区分以外の時間に規定時間区分と連続して利用する場合の額は、1時間又はその端数ごとに8時から18時までの時間区分の額の1割に相当する額とする。</p> <p>4 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p>
	H	11,100円	11,100円	22,200円	
	I	11,100円	11,100円	22,200円	
	J	18,300円	18,300円	36,600円	
設備・器具	映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1日ごとに12,000円		<p>1 1日とは、8時から18時までをいう。</p> <p>2 大展示場、中展示場又は会議室を規定時間区分以外の時間に利用する場合に係る設備・器具の額は、1時間又はその端数ごとに規定の額の1割に相当する額とする。</p> <p>3 会議室を8時から13時まで又は13時から18時までの時間区分で</p>
		スライドプロジェクター	1台につき1日ごとに3,750円		
		オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1日ごとに3,750円		
		スクリーン	1枚につき1日ごとに1,250円		
		ビデオカセットレコーダー	1台につき1日ごとに5,000円		

	DVDレコーダー	1台につき1日ごとに5,000円
	レーザーポインター	1個につき1日ごとに2,500円
音響設備	マイクロホン	1本につき1日ごとに1,250円
	マイクロホンスタンド (床置型)	1本につき1日ごとに500円
	マイクロホンスタンド (卓上型)	1本につき1日ごとに250円
	ワイヤレスマイク	1式につき1日ごとに5,000円
	拡声装置	1台につき1日ごとに5,000円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1日ごとに5,000円
	カセットデッキ	1台につき1日ごとに2,500円
照明設備	サスペンションライト	1台につき1日ごとに750円
その他の設備・器具	長机	1脚につき1日ごとに250円
	丸テーブル	1脚につき1日ごとに250円
	記載カウンター	1台につき1日ごとに250円

利用する場合に係る設備・器具の額は、規定の額の5割に相当する額とする。

	もぎり用カ ウンター		1台につき1日ごとに7 50円
	レセプショ ンチェアー		1脚につき1日ごとに1 20円
	ポータブル ステージ		1台につき1日ごとに7 50円
	演台		1台につき1日ごとに1 , 500円
	サインスタ ンド		1台につき1日ごとに2 50円
	賞状盆		1個につき1日ごとに2 50円
	国旗及び市 旗		1枚につき1日ごとに5 00円
	持込み電気 器具用コン セント		1キロワットにつき1日 ごとに750円
	テープカッ ト用はさみ		1本につき1日ごとに5 00円
	ロープパー ティション		1本につき1日ごとに2 00円
	ベルトパー ティション		1本につき1日ごとに2 00円
冷暖房設備	大展示場	1区 画	1時間又はその端数ごと に8,000円
冷房設備	中展示場	区画 A	1時間又はその端数ごと に1,100円
		区画 B	1時間又はその端数ごと に500円
		区画 C	1時間又はその端数ごと に500円
		区画 D	1時間又はその端数ごと に800円

駐 車 場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに150円。ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、800円とする。		<p>1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 時間内駐車 入庫時間内の駐車をいう。</p> <p>(2) 時間外駐車 入庫時間外の駐車をいう。</p> <p>2 時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時間と連続する時間内駐車時間があるときの時間外駐車時間の前後それぞれ1時間までの分の時間内駐車に係る額は、徴収しない。</p> <p>3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、回数券に係る利用料金は、これを発行する際に納入すること。</p>	
	時間外駐車	1台につき1回	1,200円		
	回数券による駐車	150円券11枚	1,500円		
		150円券100枚	12,000円		
		150円券1,000枚	100,000円		
	150円券5,000枚	375,000円			

北九州市告示第281号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州テレワークセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年5月13日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州産業学術推進機構	北九州市若松区ひびきの2番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市公告第351号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金システム構築業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局総務部臨時福祉給付金室
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年4月21日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス
熊本市中央区九品寺一丁目5番11号
- 5 契約金額
3,870万7,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第10条第1項第2号に該当するため